

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)	
地域名 (地域内農業集落名)	番条地区 (番条町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月8日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

番条町の集落は、以前は殆どが専業農家であり、水稻栽培に加えて、イチゴ、トマト、イチジクなどの栽培が盛んな地域であった。しかし、農家の高齢化や後継者の兼業化により、現在ではほとんどが水稻栽培と自家消費野菜のみの兼業農家となっている。また、約7割の農家で後継者が不在となっているため、将来の地区内の農業を維持するためにも、地域内の農業を担う者に農地を集約・集積していく事が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の農家は兼業がほとんどであり、水稻栽培が中心となっているため、水稻の栽培の維持を基本とする。地域内には果樹や野菜を栽培する農家もあり、それらの栽培についても維持してゆける事が望ましい。今後、さらに高齢化が進み営農継続が困難となる農地が出てくる場合には、地域内の農業を担う者に農地を集積・集約してゆく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を目指し、分散している圃場が担い手に集約され、効率的に耕作できるようにしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借に関する周知をすすめ、地権者が農地集積への理解が得られるよう努める。今後、地区内で高齢化などにより営農困難になった農地について、農地中間管理機構に順次登録を行い、担い手への集積を図る。□
(3)基盤整備事業への取組方針
分散している農地を集積・集約化することにより大区画化を図り、農道、用排水路の保全を行い営農環境の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内において、農業後継者の中で、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、地域の農業を担う者として位置付けていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

耕作放棄地の発生を防止するため、集落として適正な農地管理に取り組む。